

令和元年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 43 号議案～第 55 号議案

令和元年 11 月 28 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 43 号 議案	令和元年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)	別 冊
第 44 号 議案	令和元年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 45 号 議案	令和元年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 46 号 議案	令和元年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 47 号 議案	舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について	1
第 48 号 議案	舞鶴市債権管理条例の一部を改正する条例制定について	2
第 49 号 議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	4
第 50 号 議案	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
第 51 号 議案	舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について	7
第 52 号 議案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9
第 53 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴赤れんがパーク)	10
第 54 号 議案	工事請負契約について(清掃事務所整備工事)	12
第 55 号 議案	市道路線の認定について	14

## 第 47 号議案

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団条例(昭和 26 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,380 人」を「1,100 人」に改める。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

別表第 3 機械整備手当の部小型動力ポンプ付積載車の項の次に次のように加える。

搬送車(小型動力ポンプ用)	1台につき 年額7,200円
---------------	----------------

別表第 6 を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

### 提案理由

人口減少等の社会情勢の変化により消防団の団員数が減少する中、消防装備の充実による機動力の向上等が図られたことを踏まえた必要な団員数の見直しを行い、消防団員の定員を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 48 号議案

舞鶴市債権管理条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市債権管理条例の一部を改正する条例

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を削る。

第 4 条第 2 項中「当該徴収する債権の」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 3 債権管理者は、市の債権の債務者が生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者である場合は、当該債務者の生活再建に資するよう、必要な助言を行うものとする。

第 5 条の 2 第 1 項中「割合(商行為によって生じた市の債権にあつては、商法(明治 32 年法律第 48 号)第 514 条に規定する割合)」を「法定利率」に改める。

第 6 条中「(第 1 号イに掲げる場合において、特定相続人の一部を確知することができないときにあつては、当該確知することができない特定相続人の相続分に係る権利に限る。)」を削り、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又はこれに準ずる状態にある者であり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。

第 6 条第 3 号中「費用」の右に「並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額」を加え、同条第 4 号中「場合」を「とき。」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から規則で定める期間を

経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(6) 消滅時効の期間が経過したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に履行期限が到来した市の債権(商行為によって生じたものに限る。)に係る遅延損害金については、この条例による改正後の第5条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

市の債権の管理を適正かつ効果的に推進するため、債権放棄の要件を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 49 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項を削り、同表の6の項を同表の5の項とし、同表の7の項中「介護保険法」の右に「(平成9年法律第123号)」を加え、同項を同表の6の項とし、同表の8の項を同表の7の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

国の命令の改正に伴い、個人番号を利用することができる事務に係る規定を整理したいので提案する。

## 第 50 号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(舞鶴市災害弔慰金等支給審査委員会)

第 16 条 法第 18 条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、舞鶴市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から調査審議が終了した日までとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と

する。

- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、引用する条項の整理を行うとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を設置したいので提案する。

第 51 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 舞鶴市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第23号中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に、「の交付又は同法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写し」を「若しくは住民票記載事項証明書の交付又は同法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し若しくは除票記載事項証明書」に改め、同表中第57号を第58号とし、第24号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次のように加える。

(24) 住民基本台帳法第 20 条第 1 項、第 3 項	1 通につき	300 円
若しくは第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第 21 条の 3 第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付		

第2条 舞鶴市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第24号中「第4項」の右に「若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を

改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しを交付する制度が明記されたことに伴い、これらの交付に係る手数料を規定する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 52 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年  
条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第  
3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

## 第 53 号議案

### 指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

### 記

#### 1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴赤れんがパーク(赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記念館)、赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)、赤れんが 4 号棟(赤れんが工房)、赤れんが 5 号棟(赤れんがイベントホール)等)(舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例(平成 23 年条例第 21 号)の規定による改正前の舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)別表第 1 に掲げる北吸公園の区域を除く。)

所在地 舞鶴市字北吸地内

#### 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

代表者 代表理事 大 同 一 生

所在地 京丹後市大宮町口大野 226 番地

#### 3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

#### 提案理由

舞鶴赤れんがパークの指定管理者を指定したいので提案する。

## 参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 54 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

清掃事務所整備工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

3,630,000,000 円

4 契約の相手方

大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号

日立造船株式会社

取締役社長 谷所 敬

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

清掃事務所整備工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

## 参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 55 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
風追 1 号線	舞鶴市矢之助町 8 番 51	から
	舞鶴市矢之助町 8 番 44	まで

提案理由

矢之助町地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)